

21福介送第1018号
令和3年9月29日

江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業
通所型サービス事業所管理者 様

江戸川区福祉部
介護保険課長 安田 健二

令和4年度江戸川区における介護予防・日常生活支援総合事業
の事業所評価加算について

日ごろより、江戸川区の介護予防・日常生活支援総合事業に御理解と御協力を賜り、
ありがとうございます。

通所型サービス（国基準と同等）A7及び通所型サービス（緩和型）A8について、
令和4年度に事業所評価加算の算定を希望する場合、届出が必要になります。

届出に関する事項は下記のとおりです。ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 届出の対象となる事業所

総合事業通所型サービスのうち、

- ① 現在、申し出「なし」の事業所で来年度新たに算定を希望する事業所
- ② 現在、申し出「あり」の事業所で来年度の算定を取り下げる事業所

	事業所評価加算〔申出〕 「あり」の届出をしている	事業所評価加算〔申出〕 「なし」の届出をしている
令和4年度の 算定を希望する	届出不要	届出必要
令和4年度の 算定を希望しない	届出必要	届出不要

※既に申し出「あり」の事業所が来年度も算定を希望する場合、届出は必要ありません

2 事業所評価加算の算定該当となる要件

以下の要件を全て満たす必要があります。

1. 定員利用・人員基準に適合しているものとして、江戸川区に届け出て、選択的サービス（運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算）を行っていること
2. 評価期間（加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月）における、総合事業通所型サービスの利用実人員が10人以上であること
3. 下記の算定式を満たしていること

$$\frac{\text{① 評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数}}{\text{評価対象期間内に総合事業通所型サービスを利用した者の数}} \geq 0.6$$

$$\frac{\text{② 要支援状態区分の維持者} + \text{改善者} \times 2}{\text{評価期間内に選択的サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数}} \geq 0.7$$

3 提出書類

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業費に係る体制等状況一覧表

4 提出期限

令和3年10月12日（火）必着

5 提出先（郵送又は窓口に持参でご提出をお願いします。）

江戸川区福祉部介護保険課事業者調整係

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

<問い合わせ先>

江戸川区福祉部介護保険課事業者調整係
事業所評価加算担当 齋藤・高橋・相場
電話03-5662-0032